

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部
経理部長 岡 田 健 治

下記のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）を行います。

記

1 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時：令和8年10月14日(水) 11時15分
(2) 開札場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課第1入札室

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
(8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 競争入札に付する事項

契 約 管 理 番 号	件 名	数量・単位	履 行 期 限	履 行 場 所
G26-S26-2000359033-00	乗用車ミニバン型 4WD	1 台	令和9年2月26日	大湊造修補給所

4 入札者の義務

入札参加希望者は、海上自衛隊補給本部が交付する入札説明書に基づいて、環境性能等に関する証明書（以下「性能等証明書」という。）を作成し、入札書とともに期限までに提出して下さい。また、開札日までの間において分任支出負担行為担当官から当該性能等証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じる必要があります。なお、提出された性能等証明書は、海上自衛隊補給本部において定める自動車の性能に関する審査要領に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。性能等証明書の可否については、開札日までに連絡するものとします。

5 入札方法及び入札書の記載金額

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札です。

入札金額は、納入に要する一切の費用を含めた額（ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）とします。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税課税対象金額）に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格（契約金額）としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

6 入札書及び性能等証明書の提出

- (1) 提出期限：令和8年10月9日(金) 17時まで
(2) 提出場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課

7 契約条項、入札条件を示す場所

東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室

8 入札説明書の交付期間等

令和8年10月2日(金) ～ 令和8年10月8日(木) 9時～17時（12時～13時は除く）

9 保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。
(2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

10 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。

11 適用する契約条項

売買契約一般条項

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効となります。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。
- (2) 入札参加希望者は、8項で示す交付期限までに資格審査結果通知書の写しを提出し、入札説明書及び仕様書等を受領して下さい。
- (3) 同等品（仕様書に示すカタログ製品以外の他社製品）をもって入札をする場合は、令和8年10月9日 17時までに同等品承認申請書を提出し、その後契約担当官等の承認を受けなければなりません。
- (4) 送達により入札を行う場合は、性能等証明書とは別に入札書を契約管理番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒及び性能等証明書を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書及び性能等証明書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、6(1)に示す提出期限までに送付するものとします。
- (5) 納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。
なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。
- (6) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。
TEL：03-3908-5121（内線）5689 5645 FAX：03-5924-7603
なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。
TEL：03-3908-5121（内線）5543

内訳書

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	2310-338-08275	乗用車ミニバン型 4WD		ZEA	1	大造補所分任官	2027/02/26	
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2027/02/26	

調達要求番号：G26-S26-2000359033-00

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等	_____	仕 様 書 番 号	M4P-X-Z0021-J3
名称	乗用車ミニバン 4WD _____ 車両 (カタログ製品)	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	30. 11. 7
		改 正 年 月 日	R8. 3. 11
		補給本部需品部需品第2課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において、主に部隊及びその周辺における人員輸送または、物資の輸送に使用する市販品の車両について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、**JIS D 0101**及び**JIS D 0102**によるほか、次による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS D 0101 自動車の種類による用語

JIS D 0102 自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能

NDS Z 8011 角形銘板

b) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下“車両法”という。）

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）

自動車重量税法（昭和46年法律第89号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）（以下“訓令”という。）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求は、製造者の規定する仕様及び社内規格（以下“製造者標準”という。）並びに商慣習による。ただし、適用する法令等は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

2.3 機能及び性能

機能及び性能は、調達品目表によって指定する場合を除き、製造者標準による。

2.4 塗装

塗装は、調達要領指定書による。

2.5 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) **銘板** 銘板は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**NDS Z 8011**に示す1種銘板を運転席の見やすい位置に取り付けるものとし、車体及び内装品等の機能、構造等に影響がない位置とする。
- なお、銘板の品名は、調達品目表による。
- b) **自動車登録番号標等及び海上自衛隊標識** 自動車登録番号標等及び海上自衛隊標識は、次によるものとし、調達要領指定書によって指定する。
- 1) 車両法適用車両の自動車登録番号標は、車両法によるものとし、海上自衛隊標識は、表示しない。
 - 2) 車両法適用除外指定車の自動車番号標は、訓令第5条によるものとし、海上自衛隊標識は、海上自衛隊補給本部需品部の指示によるものとする。

2.6 その他

調達する車両にその他の要求事項がある場合は、調達要領指定書で指定する。

3 監督・検査

監督及び検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品及び附属装置

附属品及び附属装置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者標準による。

5.2 提出書類

提出書類は、日本語版とし、調達要領指定書で指定する場合を除き、**表1**による。

表1—提出書類

番号	名称	提出先及び部数		注記
		海上自衛隊 補給本部	現品添付	
1	取扱説明書 ^{e)}	1 ^{b)}	1	点検整備の項目・時期を含む。
2	整備マニュアル ^{e)}	—	1	整備作業の手引きとなるもの。
3	部品表 ^{e)}	1 ^{b)}	1	部品図又は写真付きとする。
4	附属品内訳書	1 ^{b)}	1	車両に付随する附属品のリストとする。
5	車歴簿 ^{e)}	—	1	海上自衛隊補給本部需品部の指示による。
6	自動車番号付与指示（要求）書	1	—	5.3 b) による。
7	主要諸元表	1 ^{b)}	—	5.3 c) による。（訓令第23条別記第3号様式）

表 1—提出書類（続き）

番号	名称	提出先及び部数		注記
		海上自衛隊 補給本部	現品添付	
8	外観四面図 ^{a)d)}	1 ^{b)}	—	5.3 c) による。
注 ^{a)} 製造者既版のものとする。 注 ^{b)} 契約実績があり、同一諸元の車両を既に納入している場合は、提出を省略することができる。 注 ^{c)} 海上自衛隊補給本部需品部から受領の後、所要事項を記入する。 注 ^{d)} 外観四面図は、これによることができない場合は、外観三面図によることができる。 注 ^{e)} 製造者既版の電子データとする。ただし、電子データで取り扱いができない場合については、製造者既版の紙又は、冊子等に変えることができる。また、製造者既版の電子データがWEB上において、無料で閲覧・取得が可能である場合については、提出を省略するものとし、電子データ等が掲載されているURL等が確認できる書類を海上自衛隊補給本部需品部及び、現品に1部添付するものとする。				

5.3 新規登録及び申請書類

新規登録及び申請書類は、次によるものとし、調達要領指定書で指定する。

- a) **新規登録** 車両法及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく登録等の手続きは、契約の相手方が行うものとし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税法（昭和46年法律第89号）に基づく自動車重量税は、官側が負担する。自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税法の受領希望日の60日前までに海上自衛隊補給本部需品部に調整するものとする。また、自動車重量税（免税車両を除く）の支払いについては、原則、契約の相手方へ銀行振込のみとする。なお、開始時期及び預託証明書（リサイクル券）の授受等については、海上自衛隊補給本部需品部と調整するものとする。
- b) **自動車番号等申請** 契約の相手方は、契約後速やかに表1に示す自動車番号付与指示（要求）書を海上自衛隊補給本部長（需品部長気付）に提出し、自動車検査証を受領するものとする。
 なお、自動車番号付与指示（要求）書及び自動車検査証の手続き及び様式については、海上自衛隊補給本部需品部が指示するものとする。
- c) **車両法適用除外申請** 契約の相手方は、車両法適用除外申請のため、表1に示す主要諸元表と外観四面図又は外観三面図を各1部、完成検査日の90日前までに海上自衛隊補給本部長（需品部長気付）に提出するものとする。

5.4 下取り交換車

下取り交換車がある場合は、調達要領指定書で指定する。

6 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達品目表

調達要求番号	G26-S26-2000359033-00	作成部課	補給本部需品部需品第2課
調達要求年月日	R 8 . 9 . 2	作成年月日	R 8 . 7 . 1 5
仕様書番号	M 4 P - X - Z 0 0 2 1 - J 3	品目番号	X - Z 0 0 6 3 - 2
物 品 番 号	2 3 1 0 - 3 3 8 - 0 8 2 7 5		

品名	カタログ製品名 ^{a)}
乗用車ミニバン型 4WD	トヨタ自動車（株） アルファード Z 6 A A - A A H H 4 5 W - P F X L B ヴェルファイア Z P r e m i e r 6 A A - A A H H 4 5 W - P F X T B 又は、同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

機能及び性能

機能及び性能は、**表 1**による。

表 1－機能及び性能

名称	規格	注記
形状	5 ドア，ステーションワゴン型	—
公称排気量	2 4 0 0 c c 以上	ハイブリッド方式とする。
駆動方式	四輪駆動	—
乗車定員（名）	7 ～ 8	—
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン	—
変速装置	自動式	—
シート	—	後方3列目のシートは、折り畳むことができ荷室空間を確保できるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	G26-S26-2000359033-00
	調達要求年月日	R 8. 9. 2
	作成部課	補給本部需品部需品第2課
	作成年月日	R 8. 7. 10
品名	乗用車ミニバン型 4WD	
仕様書番号	M4P-X-Z0021-J3	
指定事項： 2.1 一般的要求事項 適用する法令等は、次による。 a) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） b) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省告示第11号。13. 3. 9）に規定する燃費基準及び、排出ガス基準を適用する。 2.4 塗装 塗装は、製造者標準のつやあり黒色とする。 2.5 製品の表示 b) 自動車登録番号標等及び海上自衛隊標識は、1)を適用する。 2.6 その他 その他の要求事項は、次による。 a) 安全運転を支援する機能を装備するものとする。 b) 先行車などをレーダー又はカメラ等で検出し、衝突する可能性が高いと判断した場合、警報及びブレーキ制御により衝突を回避又は被害を軽減する衝突被害軽減ブレーキシステムを有するものとする。 c) 走行中に車線から逸脱しようとしているまたは、逸脱している旨を運転者に警報することにより車線からの逸脱を防止する車線逸脱警報装置を有するものとする。 d) 寒冷地仕様とする。 3 監督・検査 完成検査は、海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）別冊 別紙第27 標準資料監督・完成検査実施要領によるものとし、品質保証書又は検査成績書について書面審査を受けること。なお、社内検査は、納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。		

5 その他の指示

5.1 附属品及び附属装置

附属品及び附属装置は、次による。ただし、製造者標準品に含まれる場合は、除くものとする。

a) 附属品は**表 1**による。

表 1—附属品

番号	名称	数量	注記
1	携行工具	1 式	収納箱又は収納袋含む。(応急パンク修理キットが製造者標準の場合は、不要とする。)
2	非常信号用具	1 個	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)適合品で乾電池式・懐中電灯兼用式とし、取り付け位置は、運用に支障のない位置とする。(固定用取付け具含む。)
3	スペアタイヤ	1 本	ホイール付き(応急用パンク修理キットが製造者標準の場合は、当該品に替えることができる。)
4	車輪止め	1 組	2 個 1 組
5	スタッドレスタイヤ	1 台分	車両 1 台のタイヤ数に応じる(ホイール付き)。製造から 1 年以内とする。
6	フロアマット	1 式	全席

b) 附属装置は、**表 2**による。

表 2—附属装置

番号	名称	数量	注記
1	E T C 2. 0 対応車載器	1 式	新セキュリティ対応とし、セットアップを行うこと。
2	ナビゲーションシステム	1 式	E T C 2. 0 対応車載器に接続した製品とし、ビーコン対応 V I C S または相当品付とする。また、インダッシュタイプとし、通信機能を除くものとする。
3	後方視認装置	1 式	モニター及びバックカメラ(ナビゲーションシステムと後方視認装置のモニターが併用できる場合は、モニターの取り付けは一つとする。)
4	エアーコンディショナシステム	1 式	冷暖房機能付

表 2—附属装置（続き）

番号	名称	数量	注記
5	ラジオ	1 式	AM／FM対応品（ナビゲーションシステムにラジオ受信機能が含まれる場合は、除く。）
6	サイドバイザ	1 式	左右前後部ドア
7	スモークガラス	1 式	リアガラス5面（リアサイド、リアクォータ及びバックドア）
8	冬季ワイパー	1 式	—

5.2 提出書類

仕様書記載の**表 1—提出書類**に規定している整備マニュアル及び部品表については、提出を除くものとし、**表 3**の提出書類を加えて提出するものとする。

表 3—提出書類

番号	書類名	提出先	部数	注記
1	終了届（検査等申請書）	検査官	1	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 2 9 による。品目が複数の場合は、内訳書を添付
2	検査調書（完成検査合格証）	検査官	4	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 / 2 7 日），別紙様式第 3 0 による。品目が複数の場合は、内訳書を添付
3	品質保証書及び検査成績書	検査官	1	—
4	納品書・（受領）検査調書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領について（補本企情第 8 9 号。令和 8 年 5 月 1 1 日），物品訓令別記様式第 3 8 による。

5.3 新規登録及び申請書類

新規登録及び申請書類は、**a)**を適用する。

5.4 下取り交換車

下取り交換車は、**表 4**による。

表 4—下取り交換車

番号	基地	初度登録	車種及び型式	車台番号	登録番号
1	大湊艦隊基地隊	H27. 11. 25	クラウン DBA-GRS211	GRS211-6006191	青森 300 ふ 4509